

## iDeCoについての注意事項

### 個人型確定拠出年金(iDeCo)加入者の転職について

近年個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者数が増加しております。  
もし従業員の中でiDeCo加入者がいる場合、注意が必要です。iDeCo加入者が転職した場合には一定の手続きが必要となります。

転職先で引き続きiDeCoに加入する場合には加入者の他、事業所において「登録事業所の手続き」が必要となります。

iDeCoの退職時の手続きについてはパターンごとに複雑になっています。

iDeCoに加入していた者が資格を喪失した日(退職日の翌日)の属する月の翌月から起算して6か月以内に移管の手続きを行わなかった場合、その資産は国民年金基金連合会に自動移管され、「運用の指図ができない」や「自動移管期間中については確定拠出年金を受けるための加入者期間」に参入されないなどのデメリットがあります。



### 会社側の手続き

・従業員がiDeCoに加入する場合、会社側で「事業主の証明書」を発行する必要があります。  
正式名称は「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」  
これは従業員がiDeCoに加入する際の条件を満たしていることを会社側で証明する書類です。

・加入条件、掛金限度額などに変わりがないかどうか年1回届出をする必要があります。  
「第2号加入者の届出書(事業主とりまとめ)兼第2号加入者に係る事業主の証明書」  
これは管理機関から送付されるものです。

これら制度については各種証券会社にて詳しく説明がなされています。もしiDeCo加入者を採用した際は確認をお願いします。

#### 【参考】

- ・SBI証券 [https://go.sbisecc.co.jp/prd/ideco/ideco\\_top.html](https://go.sbisecc.co.jp/prd/ideco/ideco_top.html)
- ・楽天証券 <https://dc.rakuten-sec.co.jp/>

iDeCoについては支払時は「小規模企業共済等掛金控除」として全額が所得控除の対象となり、受取時は「退職所得(一時金受取時)」「雑所得(公的年金等控除が可)」として大幅に所得税及び住民税が優遇されます。

